

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月28日
【会社名】	株式会社エー・ピーホールディングス
【英訳名】	AP HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 兼 社長 米山 久
【本店の所在の場所】	東京都港区高輪三丁目25番23号 京急第2ビル1F (同所は登記上の本店所在地であり、実際の実務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	03-6435-8440
【事務連絡者氏名】	経営企画・IR室長 坂上 輝瑛
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区西池袋一丁目10番1号 ISOビル5階
【電話番号】	03-6435-8440
【事務連絡者氏名】	経営企画・IR室長 坂上 輝瑛
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 100,000,684円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	109,052株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 本有価証券届出書による募集（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、2026年5月28日（木）付の当社取締役会決議（以下「本取締役会決議」といいます。）によるものであります。

2. 当社普通株式に係る振替機構の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

3. 種類株式に関する事項

当社は、普通株式と異なる種類の株式として、A種優先株式及びB種優先株式についての定めを定款に定めております。

普通株式の単元株式数は100株としていますが、A種優先株式には議決権がないため、A種優先株式の単元株式数は1株としています。他方、B種優先株式については、種類株主総会における議決権行使が可能な株主を限定する観点から、単元株式数を100株としています。また、A種優先株式及びB種優先株式について、既存の株主への影響を考慮して、当社株主総会における議決権を有しないこととしています。

当社は、本取締役会決議により、第三者割当の方法によるC種優先株式の発行及びC種優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更（以下「本定款変更」といいます。）等に係る議案の承認が得られることなどを条件として、サントリー株式会社を割当先とする第三者割当の方法によりC種優先株式を発行することを決議いたしました。詳細については、同日付で当社が提出した臨時報告書をご参照ください。なお、発行予定のC種優先株式については、単元株式数を1株としています。また、既存の株主への影響を考慮して、当社株主総会における議決権を有しないこととしています。

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額	資本組入額の総額
株主割当			
その他の者に対する割当	109,052株	100,000,684円	50,054,868円
一般募集			
計(総発行株式)	109,052株	100,000,684円	50,054,868円

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額で、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

## (2) 【募集の条件】

発行価格	資本組入額	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金	払込期日
917円	459円	100株	2026年6月26日(金)	-	2026年6月30日(火)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
 2. 発行価格は、会社法上の払込金額、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。  
 3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、  
 4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該株式に係る割当は行われな  
 こととなります。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社エー・ピーホールディングス 財務部	東京都豊島区西池袋一丁目10番1号 ISOビル5階

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 新橋支店	東京都港区新橋1丁目16-4

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
100,000,684円	3,650,000円	96,350,684円

- (注) 1. 払込金額(発行価額の総額)は、2026年5月27日(水)現在の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額です。  
 2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用200万円、登録免許税及び司法書士費用合計62万円、反社会的勢力調査費用93万円、東京証券取引所への追加上場料10万円等を見込んでおります。  
 3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 【手取金の使途】

本第三者割当増資により当社が調達する差引手取概算額92百万円の具体的な使途は、以下のとおりです。

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
新規出店に伴う設備投資資金	96,350,684円	2026年7月～2027年6月
合計	96,350,684円	

## ( ) 本第三者割当増資の必要性

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経営環境下において、不採算店舗の整理、業態の絞り込み、および財務基盤の立て直しを柱とする事業構造改革を断行してまいりました。2026年3月期において、これら一連の構造改革は完了し、当社は今期より、持続的な企業価値向上を目指す本格的な「成長フェーズ」へと移行しております。

現在、外食産業を取り巻く環境は、原材料価格の高騰や人件費の上昇といったコストプッシュ型のインフレ圧力が継続しております。大手チェーンによる低価格路線の競争が激化する一方、消費者の価値観は「真に価値のある食体験」へとシフトしております。このような環境下において、当社が主戦場とする中価格帯の「レアマス市場(希少な大衆市場)」は、大手チェーンの安売りモデルとは一線を画す独自のポジションであり、当社グループが提供する「本物の価値」の核心は、生産・加工・販売を垂直統合した独自の「6次産業化モデル」にあります。本モデルは、生産者のこだわりと消費者の満足を直接結びつけ、高品質な食材を最適な価格で提供するものです。中間流通を介さない独自の価値循環により、1次産業の持続可能性を高めつつ、店舗では食材の背景にある物語を付加価値として提供いたします。生産者の誇りと顧客の信頼を両立させ、社会課題の解決と経済価値の創出を同時に実現するこの一貫体制こそが最も優位性を発揮できる領域であると確信しております。本第三者割当増資による資金調達は、この好機を確実に捉え、以下の成長戦略を加速させるために不可欠なものであります。

## ( ) 新規出店に伴う設備投資資金

当社は、今後の成長を牽引する中核戦略として、成長業態の積極的な投資を実行いたします。具体的には、首都圏の優良な商業施設を中心に、高い収益性と顧客支持を両立する中高級業態や回転率に優れた「立ち寿司」業態の出店を強化いたします。これまでに福井県や茨城県つくば市における地方都市において、地域特性に合わせた出店により高い投資対効果を得た成功事例をロールモデルとし、地方拠点都市への展開を並行して推進いたします。これにより、年間10店舗程度の新規出店を継続的に行う体制を構築してまいります。なお、本第三者割当増資による調達資金は、これら新規出店に係る設備投資資金の一部に充当し、機動的な出店加速を支える原資として活用いたします。

また、当社は、不採算店舗の整理やコスト構造の抜本的な見直しを含む構造改革を完遂したことで、損益分岐点の引き下げと営業キャッシュ・フローの創出力向上を実現し、収益性の高い筋肉質な経営体質を確立いたしました。この強固な経営基盤を背景に、本第三者割当増資により確保した資金を機動的に成長領域へ投下することで、市場シェアの拡大と中長期的な企業価値の最大化を図ってまいります。なお、本手法による資金調達は、有利子負債による金利負担を回避しつつ、変化の激しい市場環境において良質な物件確保の機会を逃さない「迅速かつ確実な資金確保」が可能であることから、当社の成長戦略を早期かつ確実に実行するために最適な選択であると判断いたしました。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### a 割当予定先の概要

名称	株式会社NIGITA
本店所在地	神奈川県相模原市南区相武台一丁目19番10号
代表者の役職・氏名	代表取締役 饒田 俊明
事業の内容	酒類の販売、米穀及び食料品の販売、株式投資ならびに債券投資
資本金	50百万円
主たる出資者及びその出資比率	饒田グループホールディングス株式会社 100%

##### b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当該会社との間で、飲材仕入にかかる取引があります。

(注) 本届出書提出日におけるものであります。

##### c 割当予定先の算定理由

###### ( )本第三者割当増資に至る目的及び理由

当社は、2026年3月期において不採算店舗の整理や本部コストの圧縮等の構造改革を完遂し、損益分岐点の引き下げと営業キャッシュ・フローの創出力を向上させたことで、持続的な成長に向けた筋肉質な経営体質を確立いたしました。現在は、成長を牽引する中核戦略として、生産・加工・販売を垂直統合した独自の「6次産業化モデル」の更なる進化と、成長業態の積極的な新規出店に注力しております。具体的には、首都圏の優良商業施設における「立ち寿司」等の出店強化や、地方拠点都市への展開を並行して推進し、年間10店舗程度の新規出店を目指す成長フェーズにあります。生産者のこだわりと消費者の満足を直接結びつけ、高品質な食材を最適な価格で提供するこの一貫体制こそが、当社が最も優位性を発揮できる領域であると確信しております。これら一連の成長戦略を早期かつ確実に実行し、市場シェアの拡大と中長期的な企業価値の最大化を図るためには、機動的な投資を支える強固な財務基盤の構築が不可欠であります。また、当社の主要な取引先であり、当社の事業戦略と財務健全化の方針に深い理解を示す株式会社NIGITAとの連携を資本面から強化することは、基幹食材の安定調達という当社の強みを一層強固なものにいたします。本第三者割当増資により、調達資金を成長領域へ重点的に投下し、資本構成の最適化と財務の健全性を早期に実現することで、普通株主様をはじめとする全てのステークホルダーの皆様の利益に資する持続的な成長を実現してまいります。

###### ( )割当予定先として株式会社NIGITAを選定した理由

割当予定先である株式会社NIGITAは、酒類販売、米穀及び食料品の販売を展開しており、長年にわたり当社の主要な取引先の一社として、高品質な食材・酒類の安定的な供給を通じて当社の事業運営を支えていただいている重要なビジネスパートナーであります。

同社は、当社の掲げる専門店舗業態へのシフトや海外展開といった中長期的な成長戦略、及び財務基盤の抜本的な強化による企業価値向上の方針に深く賛同しており、今般、当社の財務健全化を資本面から支援したいとの意向をいただいております。

当社といたしましては、同社に当社普通株式の割当を行うことで、取引関係の更なる深化のみならず、当社の経営方針を深く理解する安定株主として中長期的にご支援をいただくことが、当社の財務基盤の安定化、ひいては全てのステークホルダーの皆様の利益に資するものと判断し、同社を割当予定先として選定いたしました。

## d 割り当てようとする株式の数

株式会社NIGITAに割り当てる当社普通株式の総数は109,052株であります。

## e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先である株式会社NIGITAの保有方針に関して、一層の関係強化の目的に鑑み、本第三者割当増資により取得する当社普通株式を中長期保有する方針である旨を確認しております。

## f 払込みに要する資金等の状況

当社は、株式会社NIGITAについて、資産、資本、現金及び現金同等物等の内容を2026年4月15日時点の同社の保有する預金通帳の写しにおける残高及び2025年4月30日現在の貸借対照表及び2024年5月1日から2025年4月30日までの間の損益計算書に基づき確認した結果、本第三者割当増資の払込みに必要な資金(100,000,684円)の調達に問題のないことを確認しております。

## g 割当予定先の実態

当社は、株式会社NIGITA、その代表取締役について、反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係性を有しているか否かの調査を、第三者調査機関である株式会社トクチョー(住所:東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号 フジスタービルディング日本橋9階、代表取締役:荒川 一枝)に依頼し、同社からは、反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を2026年5月22日付で受領しております。株式会社NIGITA、その役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び株式会社NIGITA、その役員又は主要株主が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実は、当社の把握する限りありません。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

## (1) 発行価額の算定根拠

発行価額につきましては、直近の当社普通株式の株価が当社の株主価値を適正に表していると考えられることから、2026年5月28日付の本取締役会決議の前営業日である2026年5月27日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である917円といたしました。これは、本取締役会決議の日の直前のマーケット・プライスであり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の株主価値を適切に反映した合理的なものであると判断しております。

なお、当該発行価額917円は、本取締役会決議日の前営業日である2026年5月27日の直前1ヶ月間(2026年4月28日から2026年5月27日)における当社普通株式の終値の平均922円(円未満四捨五入)に対してプレミアム率は0.54%(ディスカウント率は0.54%)、同直前3ヶ月間(2026年2月28日から2026年5月27日)における当社普通株式の終値の平均931円(円未満四捨五入)に対してプレミアム率は1.50%(ディスカウント率は1.50%)、同直前6ヶ月間(2025年11月28日から2026年5月27日)における当社普通株式の終値の平均942円(円未満四捨五入)に対してプレミアム率は2.65%(ディスカウント率は2.65%)となります。

また、当社は上記発行価額の算定根拠について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものと考えております。なお、当社監査等委員会(監査等委員3名、うち3名が社外取締役)から、取締役会における上記算定根拠による発行価額の決定は、当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしており、上記指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に対し特に有利な条件でなく、適法である旨の見解を得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化規模の条件の合理性に関する考え方

今回の第三者割当増資による新株発行株式109,052株は、2026年5月28日時点の当社発行済株式総数12,992,202株に対して、0.84%(2026年3月31日時点の総議決権数127,533個に対する議決権数の割合は0.85%)であります。また、今回予定している第三者割当増資による当社の財務基盤強化は、当社の企業価値向上、ひいては既存株主の皆様利益向上に資するものと考えており、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
米山 久	東京都八王子市	5,460	42.80%	5,460	42.80%
MTRインベストメント株式会社	東京都八王子市元八王子町 2丁目1100-7	675	5.29%	675	5.29%
オイシックス・ラ・大地株式会社	東京都品川区大崎1丁目11 - 2	562	4.41%	562	4.41%
西 陽一郎	東京都港区	439	3.44%	439	3.44%
株式会社アップフロントグループ	東京都品川区北品川5丁目 1-18	146	1.15%	146	1.15%
株式会社NSK	東京都北区豊島2丁目3- 1	109	0.86%	109	0.86%
株式会社NIGITA	神奈川県相模原市南区相武 台1-19-10	-	-	108	1.34%
ゲームフリーク1号基金投資事業有限責任組合	東京都世田谷区玉川1丁目 15-2 タワーイースト 3502	106	0.83%	106	0.83%
里見 順子	東京都渋谷区	60	0.47%	60	0.47%
エー・ピーホールディングス従業員持株会	東京都豊島区西池袋1丁目 10番1号 ISOビル5F	45	0.36%	45	0.36%
計		7,602	59.61%	7,710	60.95%

(注) 1. 本第三者割当増資前の大株主構成(上位10名)は、2025年9月30日現在の株主名簿を基準としております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第3位を四捨五入しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2025年9月30日時点の総議決権数に、本第三者割当増資により増加する議決権数(1,090個)を加えて算出した数値であります。

4. 当社は、上記のほか自己株式125千株(2025年9月30日時点)を保有しております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

#### 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

### 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

#### 第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

#### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

#### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第24期)及び半期報告書(第25期中)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年5月28日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更及び追加事項はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項については本有価証券届出書提出日(2026年5月28日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第24期)の提出日(2025年6月27日)以降、本有価証券届出書提出日(2026年5月28日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(2026年5月28日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

当社は、2026年5月28日開催の当社取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、2026年6月25日開催予定の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において、第三者割当の方法によるC種優先株式(以下「本優先株式」といいます。)の発行及び本優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更(以下「本定款変更」といいます。)等に係る議案の承認が得られることなどを条件として、サントリー株式会社(以下「サントリー」といいます。)を割当先とする第三者割当の方法により本優先株式を発行すること(以下「本優先株式第三者割当増資」といいます。)を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 有価証券の種類及び銘柄

株式会社エー・ピーホールディングス C種優先株式

##### (2) 発行数

C種優先株式 150株

##### (3) 発行価格及び資本組入額

発行価格(払込金額) 1株につき1,000,000円

資本組入額 1株につき500,000円

##### (4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価格(払込金額) 150,000,000円

資本組入額 75,000,000円

資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、増加する資本準備金の額は、75,000,000円でありま

す。

なお、当社は、本取締役会における決議のとおり、本取締役会において決議した株式会社NIGITAを割当先とする第三者割当による当社の普通株式の発行(以下「本普通株式第三者割当増資」といい、本優先株式第三者割当増資と併せて「本第三者割当増資」という。)及び本優先株式第三者割当増資に係る払込みが行われることを条件に、2026年6月30日を効力発生日として、本第三者割当増資により増額する資本金及び資本準備金の額と同額分減少し(以下「本資本金等の減少」という。)、資本金の額を5,000万円、資本準備金の額を937万円とすることを予定しております。なお、本普通株式第三者割当増資又は本優先株式第三者割当増資のいずれかのみ払込みがなされた場合、その限度で本資本金等の減少の効力を生じさせることを予定しております。

##### (5) 株式の内容

(C種優先株式)

C種優先株式の内容は以下のとおりです。

## 1. 剰余金の配当

### (1) C種優先配当金

当社が剰余金の配当を行うときは、当該配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)又はC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき下記1.(2)に定める額の剰余金(以下「C種優先配当金」という。)を配当する。なお、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は剰余金の配当において同順位とする。

### (2) C種優先配当金の額

C種優先配当金の額は、1株につき、同株式の払込金額に年2.9%を乗じた額とする。

### (3) 累積条項

ある事業年度において、C種優先株主に対して、C種優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額については、翌事業年度及びそれ以降の年度におけるC種優先配当金、その他優先配当金(もしあれば)及び普通株主に対する剰余金の配当に先立ち、C種優先株主に対して支払われるものとする(以下、累積されたC種優先配当金のうち未払金額を「C種未払累積配当金」という。)。なお、A種優先株式における累積されたA種優先配当金、B種優先株式における累積されたB種未払累積配当金及びC種未払累積配当金は剰余金の配当において同順位とする。

### (4) 非参加条項

C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金及びC種未払累積優先配当金を超えて剰余金を配当しない。

## 2. 残余財産の分配

### (1) 残余財産の分配

当社が残余財産の分配をするときは、C種優先株主に対し、普通株主に先立ち、C種優先株式1株当たり、C種払込金額にC種累積未払配当金を加算した額を金銭により支払う。

### (2) 非参加条項

C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

## 3. 議決権

C種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

## 4. 種類株主総会の決議事項

C種優先株主は会社法に基づく種類株主総会の決議において、1株につき1個の議決権を有する。

## 5. 株式の併合又は分割、募集株式の割当等

株式分割及び併合が行われる場合、C種優先株式については分割・併合を行わない。

## 6. 取得請求権

C種優先株主は、いつでも、C種優先株式の全部又は一部について、当社に対して、金銭を対価として取得することを請求することができる。C種優先株式1株当たりの取得価額は、C種優先株式の払込金額に累積未払C種優先配当金を加算した額とする。但し、当該取得時点における分配可能額が上記金額及び他の取得請求権付株式の取得の対価の合計額に満たない場合には、取得価額に応じた比例按分の方法により当該分配可能額の範囲に留まる株式分についてのみ取得の効力が生じる。

## 7. 取得条項

当社は、いつでも、C種優先株式の全部又は一部について、分配可能額を取得の上限として、金銭を対価として取得することができる。C種優先株式1株当たりの取得価額は、C種優先株式の払込金額に累積未払C種優先配当金を加算

した額とする。

## 8．比例按分

当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

## 9．譲渡制限

譲渡によるC種優先株式の取得については、取締役会の承認を要する。

## (6) 発行方法

第三者割当の方法によりサントリーに全ての本優先株式を割り当てます。

## (7) 当社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

### 1．手取金の総額

払込金額の総額	150,000,000円
発行諸費用の概算額	3,780,000円
差引手取概算額	146,220,000円

(注1) 「発行諸費用の概算額」には消費税は含まれておりません。

(注2) 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用200万円、登録免許税及び司法書士費用合計62万円、株式価値算定費用22万円、反社会的勢力調査費用94万円等を見込んでおります。

(注3) 本普通株式第三者割当増資及び本優先株式第三者割当増資からなる本第三者割当増資により当社が調達する資金の合計及び内訳は、以下のとおりです。

資金調達の内訳	割当先	株数	金額
普通株式	株式会社NIGITA	109,052株	100,000,684円
C種優先株式	サントリー株式会社	150株	150,000,000円
	合計		250,000,684円

### 2．手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本優先株式第三者割当増資を含む本第三者割当増資により当社が調達する差引手取概算額の合計242,570,684円の具体的な用途は、以下のとおりです。

具体的な資金用途	金額	支出予定時期
新規出店に伴う設備投資資金	150百万円	2026年7月～ 2027年6月
業態転換及び既存店リニューアル資金	92百万円	2026年7月～ 2027年6月
合計	242百万円	

#### 新規出店に伴う設備投資資金

成長業態の積極的な新規出店にあたり、首都圏の優良な商業施設を中心に、中高級業態や「立ち寿司」業態の出店を強化いたします。福井県や茨城県つくば市における地方都市出店の成功事例をロールモデルとし、地方拠点都市への展開も並行して進めることで、年間10店舗程度の新規出店を目指してまいります。

#### マーケットインに基づく業績転換の推進

インフレ環境下においても高い収益性を維持するため、既存店のうちマーケットと提供価値に乖離が生じている店舗については、高単価・高付加価値業態への転換を進めます。「やきとりスタンダード中野北口店」や「宮崎県日南市 塚田農場 名鉄岐阜駅前店」における業態転換後の成功実績を背景に、市場ニーズに即した「マーケットイン型」の店舗再生を加速させ、グループ全体の収益力を底上げいたします。

(8) 新規発行年月日(払込期日)

2026年6月30日

(9) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項はありません。

(10) 引受人の氏名又は名称に準ずる事項

該当事項はありません。

(11) 募集を行う地域に準ずる事項

日本国内

(12) 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限

該当事項はありません。

(13) 保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と当社との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(14) 第三者割当の場合の特記事項

1. 割当予定先の状況

名称	サントリー株式会社
本店の所在地	東京都港区台場二丁目3番3号
出資額	150百万円
代表者の役職及び氏名	代表取締役 西田 英一郎
資本金	15,000百万円
事業の内容	酒類・飲料等の製造・販売
主たる出資者及びその出資比率	サントリーホールディングス株式会社 100%

2. 当社と割当予定先との間の関係

当社と割当予定先との間に、出資、人事、資本及び技術等に関する関係はございません。当社は、割当予定先との間で飲材の仕入取引を行っており、当社と割当予定先との間には取引関係がございます。

3. 割当予定先の選定理由

当社は、2026年3月期において不採算店舗の整理や本部コストの圧縮等の構造改革を完遂し、損益分岐点の引き下げと営業キャッシュ・フローの創出力を向上させたことで、持続的な成長に向けた筋肉質な経営体質を確立いたしました。現在は、成長を牽引する中核戦略として、生産・加工・販売を垂直統合した独自の「6次産業化モデル」の更なる進化と、成長業態の積極的な新規出店に注力しております。具体的には、首都圏の優良商業施設における「立ち寿司」等の出店強化や、地方拠点都市への展開を並行して推進し、年間10店舗程度の新規出店を目指す成長フェーズにあります。生産者のこだわりと消費者の満足を直接結びつけ、高品質な食材を最適な価格で提供す

るこの一貫体制こそが、当社が最も優位性を発揮できる領域であると確信しております。これら一連の成長戦略を早期かつ確実に実行し、市場シェアの拡大と中長期的な企業価値の最大化を図るためには、機動的な投資を支える強固な財務基盤の構築が不可欠であります。

当社の事業活動に深い理解を有し、長年にわたり強固な協力関係を築いてきたパートナーであるサントリーとの間で資本関係を強化することは、当社の財務健全性を高めるのみならず、市場における当社の社会的信用の補完及び中長期的な企業価値の増大に資するものと確信しております。なお、サントリーに対し発行を予定している本優先株式は無議決権株式としており、本優先株式の発行は既存株主の皆様様の議決権の希薄化を防止しつつ資本効率の向上を図るものであります。これらの施策を通じて、早期の収益力回復及び持続的な成長を実現することにより、株主の皆様への長期的・持続的な利益還元及び株価の向上を目指していく所存であります。

#### 4. 割り当てようとする株式の数

C種優先株式 150株

#### 5. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先から、原則として、本優先株式を中期的に保有する方針である旨の説明を受けております。

#### 6. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ております。割当予定先は、サントリーホールディングス株式会社(以下「サントリーホールディングス」といいます。)の完全子会社であるところ、払込みに要する資金については、サントリーホールディングスとの間で、本優先株式第三者割当増資の払込み時までにサントリーに移動させることを合意しているとのことです。当社は、サントリーホールディングスについて、資産、資本、現金及び現金同等物等の内容を2025年12月31日時点の同社の保有する預金通帳の写しにおける残高及び2025年12月31日現在の貸借対照表及び2025年1月1日から2025年12月31日までの間の損益計算書に基づき確認した結果、本優先株式第三者割当増資の払込みに必要な資金の調達に問題のないことを確認しております。

#### 7. 割当予定先の実態

当社は、サントリー及びその役員について、反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かの調査を、第三者調査機関である株式会社トクチョー(住所：東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号フジスタービルディング日本橋9階、代表取締役：荒川 一枝)に依頼し、同社からは、反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を2026年5月22日付で受領しております。サントリー、その役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している事実及びサントリー、その役員又は主要株主が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実は、当社の把握する限りございません。

なお、当社は、上述した株式会社トクチョー作成のサントリーに関する調査報告書を東京証券取引所に提出しております。

#### 8. 株券等の譲渡制限

本優先株式を譲渡により取得することについては、当社の取締役会による承認を要します。

#### 9. 発行条件に関する事項

当社は、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、2025年8月以降、サントリー社との間で本

優先株式発行に係る出資の方法及び内容に関する交渉を重ねてまいりました。そして交渉を重ねた結果、2026年1月に当社として条件面も含め合理的と判断する内容でサントリー社との合意に至ったことを受け、本優先株式については払込金額を1株当たり1,000,000円と決定いたしました。

また、当社は、当社から独立した第三者評価機関である茄子評価株式会社(以下「茄子評価」といいます。)に対して本優先株式の価値算定を依頼し、本優先株式の価値算定書(以下「本優先株式算定書」といいます。)を取得しております。茄子評価は本優先株式に付された諸条件と一定の前提を踏まえて、本優先株式の株式価値の算定方法を検討した結果、一般的な価値算定モデルであるディスカウントキャッシュフロー法を採用し、本優先株式の公正価値を算定しております。本優先株式の払込金額は、茄子評価が算定した株式価値のレンジの範囲内となっており、当社としては、茄子評価による本優先株式算定書における上記評価結果、及び本優先株式は客観的な市場価値がなく、種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ること等を総合的に判断し、会社法第199条第2項及び第3項並びに第309条第2項に基づき、本株主総会での有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として、本優先株式を発行することといたしました。

#### 10. 大規模な第三者割当に関する事項

本優先株式については、株主総会における議決権がなく、普通株式への転換権及び普通株式を対価とする取得条項も付されていないため、本優先株式割当増資は大規模な第三者割当には該当しないと考えております。

#### 11. 本第三者割当増資後の大株主の状況

##### (1) 普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数 (千株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
米山 久	東京都八王子市	5,460	42.80%	5,460	42.45%
MTRインベストメント株式会社	東京都八王子市元八王子町2丁目1100-7	675	5.29%	675	5.25%
オイシックス・ラ・大地株式会社	東京都品川区大崎1丁目11-2	562	4.41%	562	4.37%
西 陽一郎	東京都港区	439	3.45%	439	3.42%
株式会社アップフロントグループ	東京都品川区北品川5丁目1-18	146	1.15%	146	1.14%
株式会社NSK	東京都北区豊島2丁目3-1	109	0.86%	109	0.85%
株式会社NIGITA	神奈川県相模原市南区相武台1-19-10	0	-	109	0.85%
ゲームフリーク1号基金投資事業有限責任組合	東京都世田谷区玉川1丁目15-2 ワーイースト3502	106	0.83%	106	0.82%
里見 順子	東京都渋谷区	60	0.47%	60	0.47%

エー・ピーホールディングス従業員持株会	東京都豊島区西池袋 1丁目10番1号 I SOビル5F	45	0.36%	45	0.35%
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 1丁目13番1号	37	0.29%	37	0.29%
計		7,602	59.61%	7,748	60.27%

(注) 1. 本第三者割当増資前の大株主構成(上位10名)は、2025年9月30日現在の株主名簿を基準としております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第3位を四捨五入しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2025年9月30日現在の総議決権数に、本第三者割当増資により増加する議決権数(1,090個)を加えて算出した数値であります。

4. 当社は、上記のほか自己株式125千株(2025年9月30日現在)を保有しております。

5. A種優先株式に付された普通株式を対価とする取得請求権の行使により交付される普通株式数(潜在株式数)につきましては、現時点において合理的に見積もることが困難なことから、「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権の割合」の算出にあたっては計算に含めておりません。

#### (2) A種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	1,000	-	1,000	-

#### (3) B種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
SB・A2号投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目9番5号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー24F	300	-	300	-

#### (4) C種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議決権 数の割合(%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合(%)
サントリー株式会 社	東京都港区台 場二丁目3番 3号	-	-	150	-

## 12. 大規模な第三者割当の必要性

該当事項はありません。

## 13. 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

## 14. その他参考になる事項

該当事項はありません。

## (15) その他

## 1. 2026年5月28日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数(普通株式) 12,883,150株

発行済み株式数(A種優先株式) 1,000株

発行済み株式数(B種優先株式) 300株

資本金の額 50,000千円

## 2. 本優先株式の発行は、本定時株主総会において、( )本定款変更、( )本優先株式第三者割当増資に係る各議案の承認が得られることを条件としております。

## 3. 最近の業績の概要

2026年5月15日に開示いたしました「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載されている第25期(自2025年4月1日 至 2026年3月31日)連結会計年度の連結財務諸表は、以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

## 連結財務諸表及び主な注記

## (1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	920,325	1,174,449
売掛金	1,029,560	1,128,339
棚卸資産	505,067	492,731
前払費用	329,771	319,075
その他	89,663	182,968
貸倒引当金	1,823	-
流動資産合計	2,872,565	3,297,563
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6,370,694	5,576,550
減価償却累計額及び減損損失累計額	3,943,368	3,496,910
建物及び構築物(純額)	2,427,325	2,079,639
工具、器具及び備品	1,944,584	1,814,498
減価償却累計額及び減損損失累計額	1,777,015	1,674,136
工具、器具及び備品(純額)	167,568	140,362
土地	88,380	88,380
その他	547,430	729,197
減価償却累計額及び減損損失累計額	411,417	386,539
その他(純額)	136,013	342,658
有形固定資産合計	2,819,288	2,651,040
無形固定資産		
ソフトウェア	15,896	25,056
その他	735	543
無形固定資産合計	16,631	25,599
投資その他の資産		
投資有価証券	176,324	184,766
敷金及び保証金	1,393,817	1,295,005
長期前払費用	105,199	150,933
繰延税金資産	171,566	245,143
その他	138,724	168,308
貸倒引当金	5,394	5,394
投資その他の資産合計	1,980,237	2,038,762
固定資産合計	4,816,156	4,715,402
資産合計	7,688,722	8,012,966

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	664,413	677,366
短期借入金	3,973,258	2,602,258
1年内返済予定の長期借入金	225,320	340,896
未払金	240,924	371,363
未払費用	590,574	580,705
事業撤退損失引当金	39,250	-
未払法人税等	30,341	34,924
未払消費税等	128,142	245,575
その他	132,997	129,119
流動負債合計	6,025,222	4,982,210
<b>固定負債</b>		
転換社債型新株予約権付社債	-	99,000
長期借入金	1,560,498	1,645,649
繰延税金負債	8,529	20,653
その他	145,199	140,599
固定負債合計	1,714,227	1,905,903
負債合計	7,739,449	6,888,113
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	383,471	301,546
利益剰余金	128,236	1,009,301
自己株式	298,533	142,207
株主資本合計	6,701	1,218,639
<b>その他の包括利益累計額</b>		
為替換算調整勘定	67,017	95,487
その他の包括利益累計額合計	67,017	95,487
新株予約権	8,803	1,078
非支配株主持分	785	621
純資産合計	50,726	1,124,852
負債純資産合計	7,688,722	8,012,966

## (2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

## 連結損益計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
売上高	21,072,470	21,821,782
売上原価	7,578,786	8,010,289
売上総利益	13,493,684	13,811,492
販売費及び一般管理費	13,230,577	12,966,137
営業利益	263,106	845,354
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,474	4,178
持分法による投資利益	16,591	22,007
為替差益	-	12,701
協賛金収入	5,624	6,185
その他	187,328	73,707
営業外収益合計	213,019	118,780
営業外費用		
支払手数料	18,405	20,000
支払利息	80,855	86,265
為替差損	13,795	-
雑損失	-	79,144
シンジケートローン手数料	38,440	14,977
その他	71,624	41,982
営業外費用合計	223,122	242,369
経常利益	253,003	721,765
特別利益		
固定資産売却益	-	8,262
関係会社株式売却益	-	438,870
その他	-	7,724
特別利益合計	-	454,857
特別損失		
固定資産除却損	23,399	28,949
減損損失	254,914	79,945
固定資産売却損	-	4,919
投資有価証券評価損	39,993	-
その他	99	-
特別損失合計	318,406	113,813
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	65,402	1,062,809
法人税、住民税及び事業税	24,447	25,481
法人税等調整額	57,810	97,710
法人税等合計	33,363	72,228
当期純利益又は当期純損失( )	32,039	1,135,038
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失( )	4,819	163
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( )	36,858	1,135,202

## 連結包括利益計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益又は当期純損失( )	32,039	1,135,038
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	94,971	28,469
その他の包括利益合計	94,971	28,469
包括利益	127,010	1,106,569
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	131,829	1,106,733
非支配株主に係る包括利益	4,819	163

## (3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,000	1,904,549	1,503,925	374,853	75,771
当期変動額					
連結範囲の変動			14,510		14,510
剰余金の配当		93,700			93,700
自己株式の処分(譲渡制限付株式報酬)		320		76,320	76,000
資本剰余金から利益剰余金への振替		1,427,057	1,427,057		-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( )			36,858		36,858
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	1,521,077	1,375,688	76,320	69,069
当期末残高	50,000	383,471	128,236	298,533	6,701

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	27,953	27,953	8,803	54,953	167,481
当期変動額					
連結範囲の変動					14,510
剰余金の配当					93,700
自己株式の処分(譲渡制限付株式報酬)					76,000
資本剰余金から利益剰余金への振替					-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( )					36,858
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	94,971	94,971	-	54,168	149,139
当期変動額合計	94,971	94,971	-	54,168	218,208
当期末残高	67,017	67,017	8,803	785	50,726

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,000	383,471	128,236	298,533	6,701
当期変動額					
連結範囲の変動			2,334		2,334
剰余金の配当					-
自己株式の処分(譲渡制限付株式報酬)		81,925		156,325	74,400
資本剰余金から利益剰余金への振替					-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( )			1,135,202		1,135,202
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	81,925	1,137,537	156,325	1,211,937
当期末残高	50,000	301,546	1,009,301	142,207	1,218,639

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	67,017	67,017	8,803	785	50,726
当期変動額					
連結範囲の変動					2,334
剰余金の配当					-
自己株式の処分(譲渡制限付株式報酬)					74,400
資本剰余金から利益剰余金への振替					-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( )					1,135,202
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	28,469	28,469	7,724	163	36,358
当期変動額合計	28,469	28,469	7,724	163	1,175,579
当期末残高	95,487	95,487	1,078	621	1,124,852

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	65,402	1,062,809
減価償却費	444,229	408,053
長期前払費用償却額	41,093	32,476
支払利息	80,855	86,265
減損損失	254,914	79,945
持分法による投資損益( は益)	16,591	22,007
シンジケートローン手数料	38,440	14,977
貸倒引当金の増減額( は減少)	1,855	1,834
売上債権の増減額( は増加)	105,546	159,632
棚卸資産の増減額( は増加)	8,928	9,356
未収入金の増減額( は増加)	1,895	62,579
仕入債務の増減額( は減少)	48,036	36,550
関係会社株式売却損益( は益)	-	438,870
有形固定資産除売却損益( は益)	23,498	33,868
未払金の増減額( は減少)	47,565	132,400
未払費用の増減額( は減少)	6,739	16,190
未払消費税等の増減額( は減少)	275,638	117,128
その他	207,772	13,060
小計	647,513	1,358,157
利息及び配当金の受取額	3,366	4,178
利息の支払額	80,855	86,265
法人税等の支払額	28,801	24,826
法人税等の還付額	0	12,202
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>541,222</b>	<b>1,263,447</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	735,604	418,806
有形固定資産の売却による収入	160	12,016
無形固定資産の取得による支出	7,100	14,771
投資有価証券の取得による支出	3,626	-
長期前払費用の取得による支出	41,591	27,249
敷金及び保証金の差入による支出	82,250	53,043
敷金及び保証金の回収による収入	54,984	56,390
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	475,557
その他	3,088	5,639
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>818,118</b>	<b>24,455</b>

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	2,242,627	1,480,999
長期借入れによる収入	-	595,694
長期借入金の返済による支出	2,487,257	240,157
社債の発行による収入	-	99,000
配当金の支払額	93,700	-
シンジケートローン手数料の支払額	38,440	14,977
その他	65,797	9,948
財務活動によるキャッシュ・フロー	442,568	1,051,389
現金及び現金同等物に係る換算差額	10,101	17,607
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	729,564	254,120
現金及び現金同等物の期首残高	1,646,878	917,313
現金及び現金同等物の期末残高	917,313	1,171,434

## (5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

### 【セグメント情報】

#### 1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会や経営会議において、経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象となっているものです。当社において販売事業を行い、連結子会社の㈱地頭鶏ランド日南などにおいて生産流通事業を展開しております。

したがって、当社グループはその事業別に「国内外食事業」、「海外外食事業」、「中食事業」、「生産流通事業」の4つを報告セグメントとしています。

「国内外食事業」は、国内の店舗における飲食事業を行っております。「海外外食事業」は、海外の店舗における飲食事業を行っております。「中食事業」は、弁当・惣菜等の中食の製造および販売を行っております。「生産流通事業」は、食品・飲料の流通事業ならびに地鶏等の生産・加工事業を行っております。

#### 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は実勢価格に基づいております。

## 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	国内外食事業	海外外食事業	中食事業	生産流通事業	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	14,754,451	2,507,878	3,019,829	790,310	21,072,470	-	21,072,470
セグメント間の内部 売上高又は振替高	280,766	-	61,696	826,789	1,169,252	1,169,252	-
計	15,035,218	2,507,878	3,081,525	1,617,099	22,241,722	1,169,252	21,072,470
セグメント利益又は損失 ( )	26,367	147,926	239,086	145,254	262,781	324	263,106
セグメント資産	5,295,546	1,011,883	440,904	940,799	7,689,132	410	7,688,722
その他の項目							
減価償却費	324,833	65,451	31,629	22,314	444,229	-	444,229
のれん償却額	-	-	-	-	-	-	-
持分法投資損益	-	-	-	16,591	16,591	-	16,591
特別損失							
(減損損失)	119,322	135,591	-	-	254,914	-	254,914
持分法適用会社への 投資額	-	-	-	176,324	176,324	-	176,324
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	674,693	48,603	21,226	24,341	768,864	-	768,864
のれんの未償却残高	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 調整額は、以下のとおりです。

(1) セグメント利益又は損失( )の調整額324千円は、連結上の棚卸資産の調整額324千円であります。

(2) セグメント資産の調整額 410千円は、連結上の棚卸資産の調整額 410千円であります。

2. セグメント利益又は損失( )は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	国内外食事業	海外外食事業	中食事業	生産流通事業	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	15,269,323	2,054,345	3,668,119	829,993	21,821,782	-	21,821,782
セグメント間の内部 売上高又は振替高	335,431	-	12,397	798,965	1,146,794	1,146,794	-
計	15,604,755	2,054,345	3,680,516	1,628,959	22,968,576	1,146,794	21,821,782
セグメント利益又は損失 ( )	445,034	17,922	244,799	173,853	845,764	410	845,354
セグメント資産	5,388,071	996,000	732,896	895,997	8,012,966	-	8,012,966
その他の項目							
減価償却費	288,361	59,390	34,699	25,601	408,053	-	408,053
のれん償却額	-	-	-	-	-	-	-
持分法投資損益	-	-	-	22,007	22,007	-	22,007
特別損失							
(減損損失)	68,044	11,900	-	-	79,945	-	79,945
持分法適用会社への 投資額	-	-	-	184,766	184,766	-	184,766
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	127,196	33,294	287,871	13,603	461,965	-	461,965
のれんの未償却残高	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 調整額は、以下のとおりです。

セグメント利益又は損失( )の調整額 410千円は、連結上の棚卸資産の調整額410千円であります。

2. セグメント利益又は損失( )は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## 4 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(固定資産に係る重要な減損損失)

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額	連結財務諸表 計上額
	国内外食事業	海外外食事業	中食事業	生産流通事業	合計		
減損損失	119,322	135,591	-	-	254,914	-	254,914

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(固定資産に係る重要な減損損失)

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額	連結財務諸表 計上額
	国内外食事業	海外外食事業	中食事業	生産流通事業	合計		
減損損失	68,044	11,900	-	-	79,945	-	79,945

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

### 【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 売上高

(単位:千円)

日本	その他	合計
18,564,591	2,507,878	21,072,470

##### (2) 有形固定資産

(単位:千円)

日本	その他	合計
2,437,983	381,304	2,819,288

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	その他	合計
19,767,436	2,054,345	21,821,782

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	その他	合計
2,295,294	355,745	2,651,040

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	111円65銭	18円46銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失( )	7円53銭	84円49銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	-	79円02銭

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( ) (千円)	36,858	1,135,202
普通株主に帰属しない金額(千円)	58,700	58,700
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( ) (千円)	95,558	1,076,502
普通株式の期中平均株式数(千株)	12,685	12,741
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成25年7月11日取締役会決議の新株予約権 普通株式 122,000株 平成30年3月8日取締役会決議の新株予約権 普通株式 965,600株 優先株式 A種優先株式 1,000株 B種優先株式 300株	令和5年5月29日取締役会決議の新株予約権 普通株式 200,000株 優先株式 B種優先株式 300株

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度末 (2025年3月31日)	当連結会計年度末 (2026年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	50,726	1,124,852
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	1,368,289	1,360,400
(うち新株予約権(千円))	(8,803)	(1,078)
(うち非支配株主持分(千円))	(785)	(621)
(うち種類株式払込額(千円))	(1,300,000)	(1,300,000)
(うち優先配当額(千円))	(58,700)	(58,700)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,419,015	235,547
普通株式の発行済株式数(千株)	12,883	12,883
普通株式の自己株式数(千株)	174	125
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	12,708	12,757

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第24期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月27日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第25期中)	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月27日

株式会社エー・ピーホールディングス  
取締役会 御中

## 監査法人アヴァンティア

東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 相馬 裕 晃

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 梶原 大 輔

## &lt; 連結財務諸表監査 &gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エー・ピーホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エー・ピーホールディングス及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

店舗固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは外食業において、地鶏や鮮魚等の食材の生産から流通、外食店舗を主とする販売まで一貫して手掛ける「生販直結モデル」による総合的な事業展開を行っている。その中でも、販売事業においては多数の店舗を保有しており、2025年3月31日現在、連結貸借対照表上の有形固定資産2,819百万円（総資産の36.6%）と多額である。注記事項「（重要な会計上の見積り）1. 固定資産の減損」に記載されているとおり、同事業では、原則として各店舗を基本単位とし、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている店舗については、減損の兆候を識別し、有形固定資産の帳簿価額を回収不能と判断した場合には、当該店舗の有形固定資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し減損損失を計上している。また、撤退した店舗については、当該店舗の有形固定資産の帳簿価額の全額を固定資産除却損として計上している。その結果、当連結会計年度においては、連結損益計算書上、減損損失を254百万円、固定資産除却損を23百万円、特別損失に計上している。販売事業における減損の認識の際、回収可能性の判断に際し用いられる将来キャッシュ・フローは、経営者の策定する事業計画が基礎となり、事業計画の策定は、経営者の主観的判断に大きく影響を受けるとともに、売上高の予測や判断等には高度な不確実性が伴う。したがって、同事業における店舗の有形固定資産については、減損の兆候の有無の識別は複雑であり、また、減損損失の認識の要否の判定には高度な不確実性が伴うことから、当監査法人は、当該領域を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社グループが実施した減損の兆候判定、減損損失の認識及び測定等について検討した。特に、会社グループの減損損失の認識に際して行われた重要な見積りと当該見積りに使用された仮定に関連して実施した検討は以下の監査手続を含んでいる。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>減損損失の兆候及び認識の要否の判定に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性の評価</li> </ul> <p>(2) 減損の兆候判定及び割引前将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産のグルーピングについて、キャッシュ・フローを生み出す最小単位としているかの検討</li> <li>店舗固定資産の減損の兆候判定に係る資料を入手し、共通費配賦を含め、当該資料の正確性及び網羅性についての検討</li> <li>経営陣へのインタビューによる会社グループの計画策定プロセス、及び、事業戦略の理解</li> <li>重要な仮定の合理性の検討を含む、経営者がどのように会計上の見積りを行ったかの検討</li> <li>経営者による見積りの不確実性への対処に関する妥当性の評価</li> <li>過年度に策定した事業計画と実績との乖離分析による、会計上の見積りに関する経営者の偏向が存在する兆候の評価</li> <li>連結、法人別損益の推移及び実績との乖離分析</li> <li>店舗別年度損益の推移及び実績との乖離分析、当連結会計年度末後の店舗別損益との乖離分析</li> </ul> <p>(3) 割引率の見積りの合理性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用価値の算定に際して用いられる割引率について、割引率の計算手法の適切性及びインプットパラメータの正確性の検討</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評

価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エー・ピーホールディングスの2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社エー・ピーホールディングスが2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年6月27日

株式会社エー・ピーホールディングス

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 相馬 裕 晃指定社員  
業務執行社員 公認会計士 梶原 大 輔

### < 財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エー・ピーホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エー・ピーホールディングスの2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と

しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### < 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月14日

株式会社エー・ピーホールディングス

取締役会 御中

## 監査法人アヴァンティア

東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 梶原大輔

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 奥村俊樹

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エー・ピーホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エー・ピーホールディングス及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付

ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 . 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 . X B R L データは期中レビューの対象には含まれておりません。